

○事務局からの情報提供（10分） →資料P2～

- ・第3回地域働き方・職場改革等推進会議の開催について 等

○内閣府男女共同参画局からの情報提供（10分） →資料P5～

- ・第6次男女共同参画基本計画について 等

○農林水産省からの情報提供（5分） →資料P23～

- ・農業分野における女性登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消実証事業について

○上条厚子氏による講義（講義と質疑応答あわせて65分程度） →資料P24～

「職場でも家庭でも「共育（トモイク）」が必要な理由」

第3回地域働き方・職場改革等推進会議の開催について

議事等

- 開催日時：令和8年3月19日（木）14：00～14：40 於：官邸4階大会議室
- 議 事：地域働き方・職場改革等の取組状況について
- 出席者：佐藤官房副長官（議長）、古川内閣府大臣政務官、栗原厚生労働大臣政務官、向山総務大臣政務官、福田文部科学大臣政務官、猪熊構成員、上条構成員、小安構成員、白河構成員、菅原構成員、平井構成員、古屋構成員、山本構成員
※総務大臣政務官、文部科学大臣政務官及び上条構成員は今次会合より参加。

議長による御発言の概要

- 68自治体における取組は進んできているが、経済団体や企業との連携などは道半ばであり、一層の後押しが必要。関係府省が連携して、自治体同士や国の機関との連携強化などについて検討するようお願いする。
- 地域の関係者の理解を得た一層の機運醸成も重要。関係府省の政務官においては、地方出張や地方関係者との面会の機会を活用して、地域の若者・女性の方々や自治体トップ、経済団体、企業等との意見交換を行うなど、地方の取組の後押しに努めるようお願いする。
- 関係府省においては、骨太の方針などへの反映に繋げるため、本日の議論も踏まえ、特に、①男女間賃金差異の是正、②両立支援、③企業における女性の健康課題への対応、④固定的な性別役割分担意識等の解消の4つの観点から、施策の充実・強化に向けて検討するようお願いする。
- 地域の変革には粘り強い取組が必要であり、有識者の知見が不可欠。引き続き御協力をお願いしたい。

事務局等からの報告内容

- 取組参加自治体への支援状況、及び自治体における取組状況に関する報告（内閣官房）
- 関連施策の状況に関する報告等（関係府省）

第3回地域働き方・職場改革等推進会議における主な御意見（有識者）

- 現在の取組を継続とともに、人口減少・労働力希少社会を見据えた戦略的な活動、投資が重要。とりわけ地方で不足すると予測されるSTEAM人材の育成や、家事・育児と仕事の両立や在宅ワーク等に資するテクノロジーの活用に向けた補助や支援、制度上の高齢者や女性の就労阻害要因を取り除く政策、非正規雇用の待遇改善、短時間正社員制度の推進、職場での女性特有の健康課題への対応を推進すべき。先を見据えた改革を地域が進めやすくなるような環境整備が、自治体や国には期待される（猪熊構成員）
- これから親になる若者（特に妊娠期の夫婦）に向けた産前教育が必要。企業版両親学級の義務化や、企業版両親学級や自治体主催の両親学級に、①家事育児における無意識のジェンダーバイアスへの気づきを与える内容、②子育てしながら働くことへのアンコンシャス・バイアスを取り除く内容の2つの要素を新たに盛り込む必要がある。（上条構成員）
- 地域経済の主役である中小・小規模事業所において、評価制度や育児支援制度が未整備である事業所が多い。評価の物差しがない状態が長時間労働をよしとするバイアスの固定化などの要因の一つとなる。小規模であっても無理なく取り組める支援スキームで、マンパワーに頼り過ぎない伴走型の支援が不可欠。また、行政や支援機関の知識や意識のアップデートも必要。（小安構成員）
- アンケートから見えた行政側の課題として、①RESASや厚労省の男女賃金格差の算出サイトなどのシステムの未活用、②共働き・共育ちのようなジェンダーに配慮した新しい表現へのアップデート、③人手不足のなかで中小企業における現場の壁（制度の形骸化）という問題がある。講演後には、データ活用や既存の広報物等の見直し、経営層等には実利（人材確保等）をベースにジェンダーギャップ解消を推進していく戦略が効果的といった声があった。行政側の見直し、知識付与等が第一歩。（白河構成員）
- 取組を進める上で、魚市場との関係もあり年間休日数が増やしにくいことや、小規模事業所では子どもが生まれる家庭が少なく制度が発達しづらいこと、人事評価制度整備や賃金表開示の遅れ、不妊治療休暇制度の導入と周知という点が課題。（菅原構成員）
- 県の管理職への女性の登用は、リーダーシップの問題があり、まず積極的に進めていくことが重要。また、短時間勤務正職員について、公務員は法的規制が厳しいので、各自治体が制度を工夫せずとも導入できるようにしていただきたい。イクボスだけでなくファミボス（介護などファミリーサポート）も重要。アンコンシャスバイアスの解消も推進していく。（平井構成員）
- 人材活用やリモートワーク・デジタル化の推進を含め、改革に取り組む地域の企業を孤立させないような地域で協働する取組が重要。また、その方針化などの打ち手は国にしかできないのではないかと。（古屋構成員）
- 当事者である若者や女性から意見を聴く取組を各自治体で実施・継続してほしい。アンケート調査で終わらせず、ワークショップ等のイベントで生の声を聴くことも重要。また、本会議開催に大きな意味があり、取組を継続して欲しい。（山本構成員）³

■ 自治体勉強会の開催 等

- 自治体勉強会の開催
 - ・ 4月頃（予定） 第12回自治体勉強会
- 事務局による自治体の個別ヒアリング
 - ・ 引き続き、順次実施

■ 令和8年度に向けた取組

- 取組参加自治体の追加公募
 - ・ 3月中（予定） 参加自治体の決定・公表
- ガイドブックの改訂の検討
- 各自治体における取組概要の更新 等



第6次男女共同参画基本計画

令和8年3月30日
内閣府男女共同参画局

6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定
- 6次計画の構成は、以下のとおり

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
 - ・ 令和17年度末までの「**基本認識**」
 - ・ 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

6次計画のポイント

女性の参画

- 「**2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること**」を引き続き目指し、取組を強化
➔ その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す

well-being

- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

健康

- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
➔ 男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する

テクノロジー

- **女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

地域

- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策**に反映、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**
- **地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
➔ 男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第1部・第2部の具体構成

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・ 人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングプアの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・ 根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・ AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・ テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・ グリーン経済・デジタル経済への移行等

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

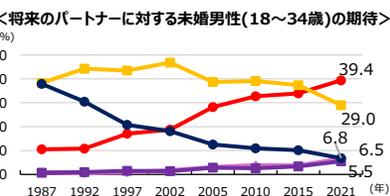
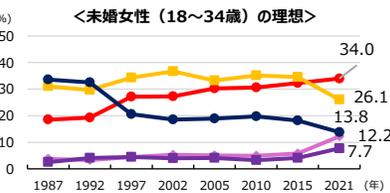
III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第1分野 ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現

主な取組

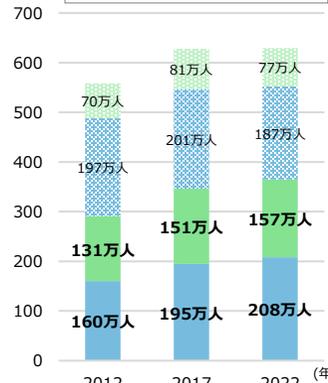
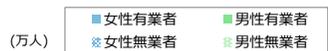
- 共働き・子育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
- ワーキングケアラの増加を見据え、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備

■ ライフコースの希望の推移



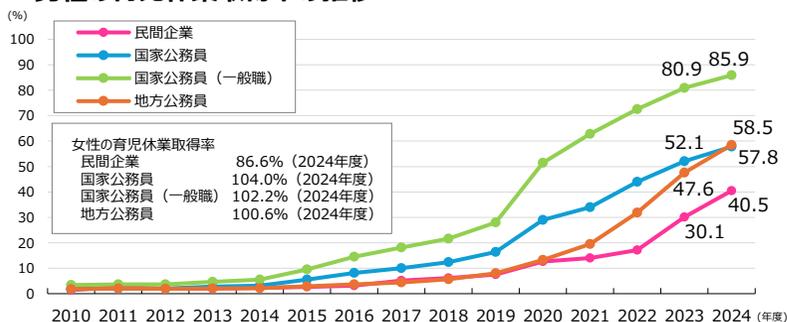
(出典) 国立社会保険・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」

■ 家族の介護をしている者の推移 (男女、就業状況別)



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

■ 男性の育児休業取得率の推移



(出典) 1. 国家公務員は、2010年度から2012年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、2013年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2014年度から2020年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2021年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」
 2. 国家公務員(一般職)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」
 3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
 4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)」

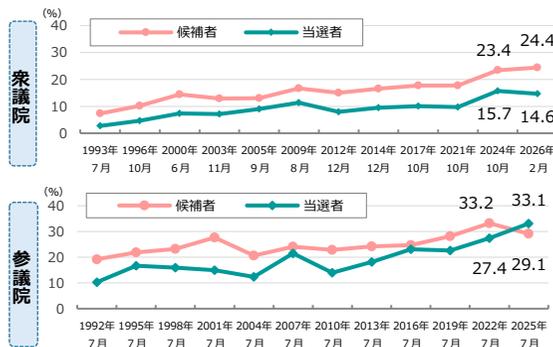
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化。その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指す
- 政治、司法、行政、経済、学術、教育、スポーツ、メディア分野等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める

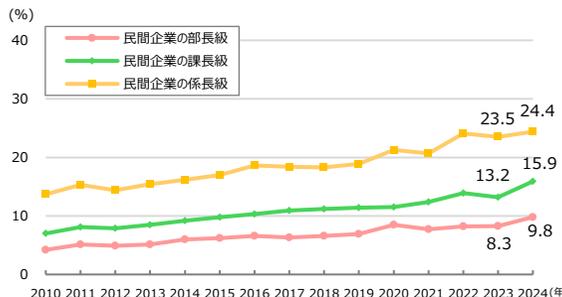
政治分野	政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めること等を要請等
経済分野	女性活躍推進法に基づく企業情報の見える化、女性役員登用の加速化に向けた取組、女性起業家に対する支援等

■ 衆・参議院における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



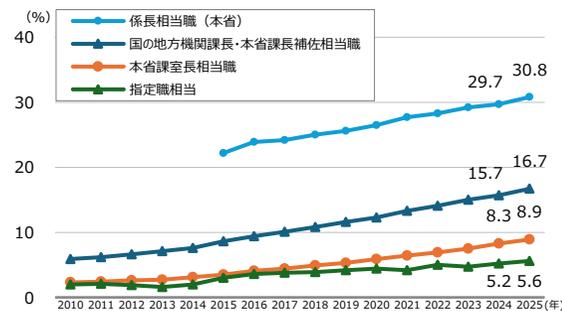
(出典) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」

■ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



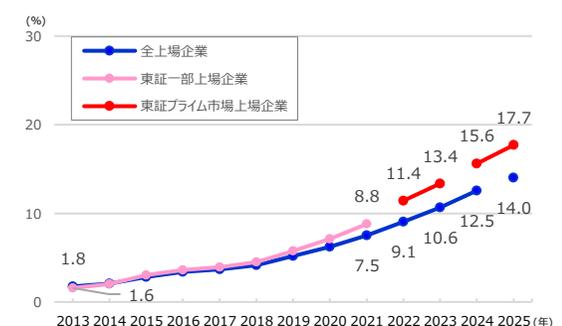
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

■ 女性役員比率の推移



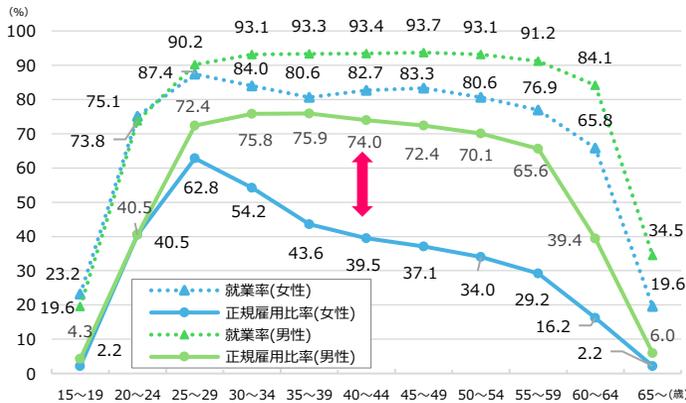
(出典) 東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

主な取組

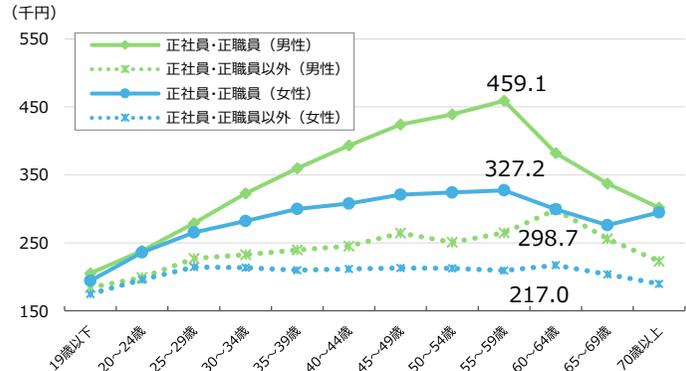
- 男女間賃金差異の公表の対象拡大、女性管理職比率の公表義務化等、**改正女性活躍推進法の着実な施行**
- リ・スキリング支援や就職支援等による**非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換の推進**
- 子育て中の女性等を対象に、スキルのアップデート等の**再就職支援**を実施
- **ハラスメント**に係る意識啓発及び防止対策の徹底

■ 年齢階級別正規雇用率（令和7年）



(出典) 総務省「労働力調査(基本集計)」

■ 所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別・令和6年）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(令和6年)」

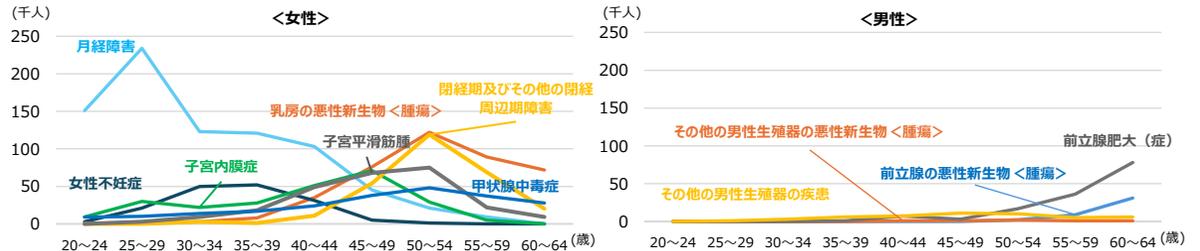
第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

主な取組

- **女性の健康総合センター**を司令塔に、女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究等に取り組むとともに、女性の健康相談支援体制の構築・強化を進め、その成果を全国に広げる。
- 将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う**プレコンセプションケア**の情報発信
- より豊かな人生が歩めるよう、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
- **女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療**を含めた取組の推進
- 健診・相談事業等職場における取組の促進や健康経営の推進等、**仕事と健康課題の両立**を支援

■ 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和5年）

(出典) 厚生労働省「令和5年患者調査」

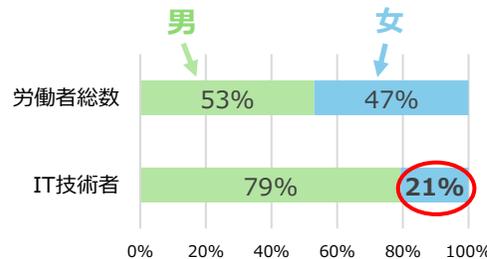


第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

主な取組

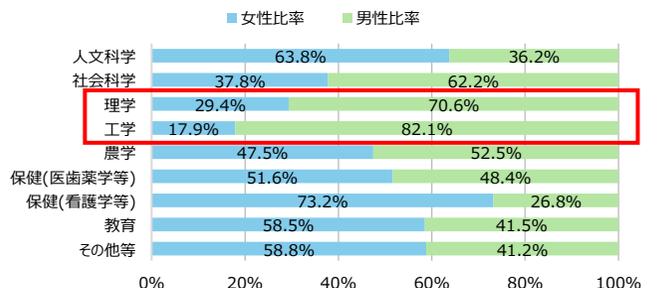
- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策**に反映
- デジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、**女性デジタル人材**の育成
- 研究現場を主導する**上位職への女性登用を推進**するとともに、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等により**女子生徒の理工系進路選択を促進**

■ IT技術者の男女比率（令和6年）



(出典) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 大学（学部）の学生に占める女性の割合（令和7年）



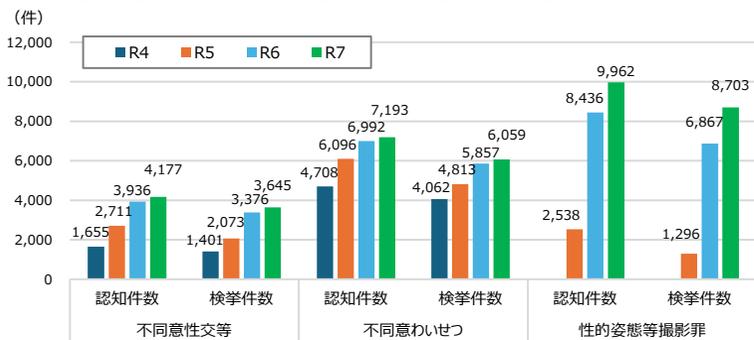
(出典) 文部科学省「令和7年度学校基本調査」

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

主な取組

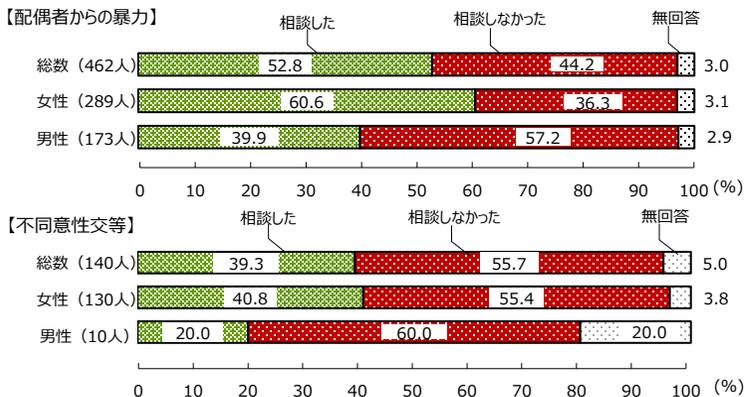
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成するため、広報、啓発を推進
- 各地域において性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進める
- 被害者支援の一環として加害者プログラムを推進
- SNS等を通じた性暴力を防止するため、インターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進

■ 不同意性交等罪の認知件数・検挙件数の推移



(出典) 警察庁「犯罪統計」

■ 被害を相談している割合 (令和5年)



(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)

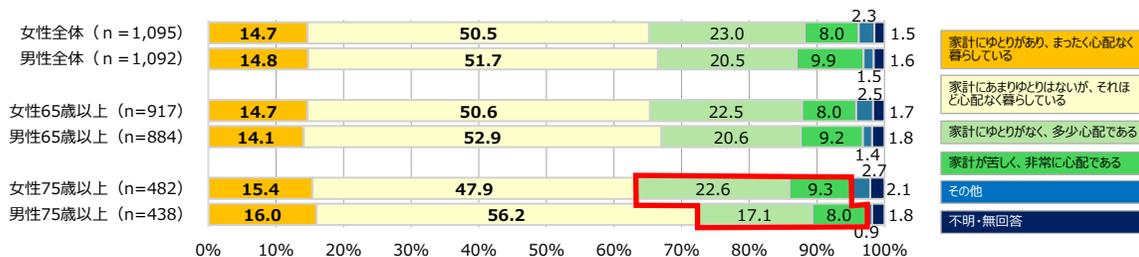
第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

主な取組

- 令和6年に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施
- 各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要であること等について周知・啓発 (法定養育費は暫定的・補充的なもの)
- 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

■ 現在の経済的暮らし向き (高齢者の経済生活に関する調査)

(出典) 内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査」

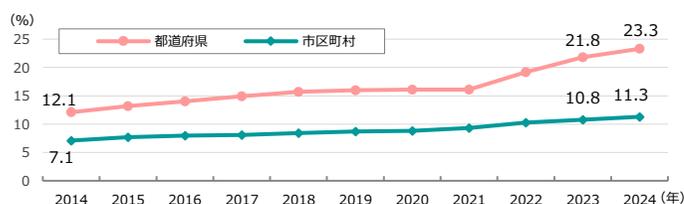


第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

主な取組

- 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請
- 令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所における女性ニーズに配慮した対応等、平常時から男女共同参画の視点を取り入れるために必要な取組を進める
- 「女性・平和・安全保障 (WPS)」を踏まえ、防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れる

■ 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン (避難所チェックシート)

避難所チェックシート

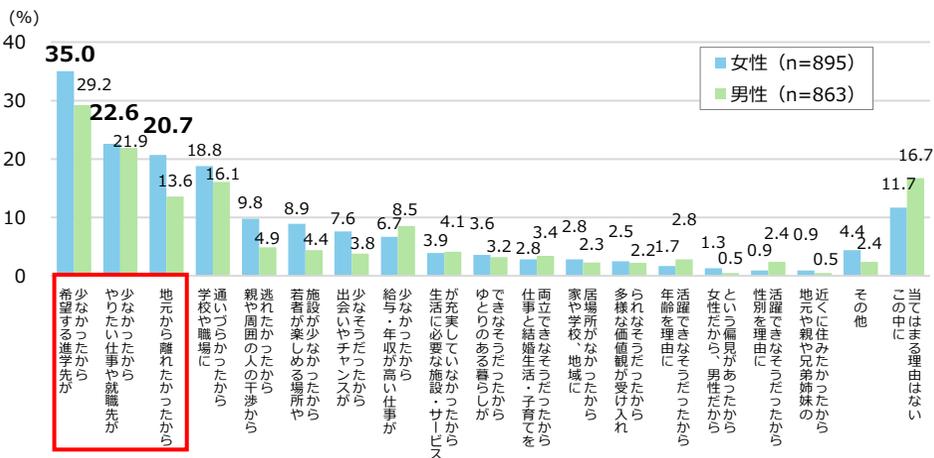
確認日:	確認者:
① 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室 (椅子、授乳用の床やクッション、おむつ替えスペース) がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休憩スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別洗面室、男女別休憩スペースが離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性のみの世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース (女性用品の配置・女性相談) がある <input type="checkbox"/> キッズスペース (子供のための遊び場・勉強・情報提供) や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具 (段ボールベッド等) が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ: 女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め <input type="checkbox"/> 男性トイレ: 尿取りパット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 野外トイレは防犯が可能な場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに段がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女別シャワーで (又は行き違いを受けながら) 入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に印刷札 (ピクトグラム、やさしい日本語) が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供 (インターネットが使用できない人、情報が届かない人向け) がされている

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

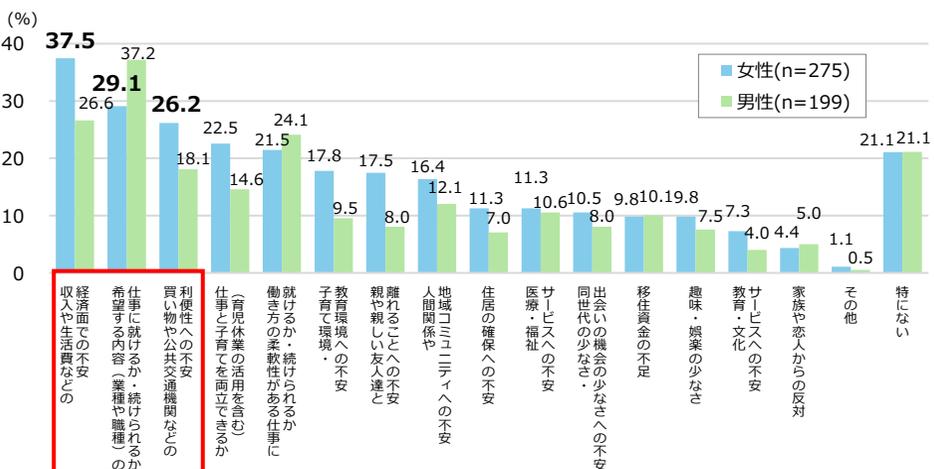
主な取組

- 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、NPO等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組を推進
- 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

■ 出身地域を離れた理由（男女別）（自分の都合で出身地域を離れて都会へ転出した者）



■ 現住地域以外に住むにあたって不安に思うこと（男女別）（将来、出身地域に住みたい者）



（出典）内閣府「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）。回答者は18～39歳の男女。

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

主な取組

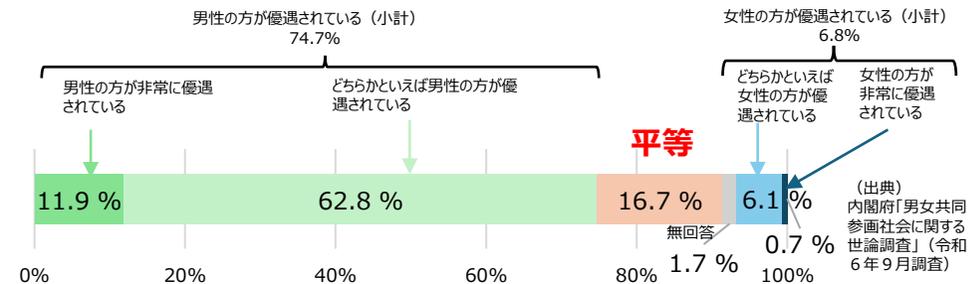
- 税制や社会保障制度を始めとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることをないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大に取り組む。夫婦の氏に関し、更なる検討を進める

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

主な取組

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める

■ 社会全体における男女の地位の平等感



第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

主な取組

- G7、G20、APEC等の国際会議の場において、我が国の経験や取組等に基づく情報発信を行う

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

主な取組

- 「女性版骨太の方針」の策定に向けた検討を通じて、6次計画の丁寧なフォローアップを行うとともに、それに基づいて更なる取組を促す
- 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実を図る
- 若年層とも意見交換等を行い、若年層の政策立案への関与を図る

主な成果目標

水色網掛け：新設

● 「成果目標」とは、**それぞれの分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準**。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるもの。

項目		現状値	成果目標（期限）	(参考) 5次計画の成果目標
男性の育児休業取得率	民間企業	40.5% (2024年度)	85% (2030年)	30%
	国家公務員	79.4% (2024年度)	85% (2030年度) <small>※2週間以上一般職</small>	30%
	地方公務員	70.1% (2024年度)	85% (2030年度) <small>※2週間以上執行部門</small>	30%
裁判官（判事・判事補）に占める女性の割合		29.7% (2024年12月1日)	30% (2030年度末)	
司法試験の受験者に占める女性の割合		34.7% (2025年度)	40% (2030年度)	
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合	係長相当職（本省）	30.8% (2025年7月)	35% (2030年度末)	30%
	地方機関課長・本省課長補佐相当職	16.7% (2025年7月)	23% (2030年度末)	17%
	本省課室長相当職	8.9% (2025年7月)	17% (2030年度末)	10%
	指定職相当	5.6% (2025年7月)	8% (2030年度末)	8%
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合	本庁係長相当職	23.3% (2024年)	30% (2030年度末)	30%
	本庁課長補佐相当職	23.4% (2024年)	28% (2030年度末)	25%
	本庁課長相当職	15.4% (2024年)	20% (2030年度末)	16%
	本庁部局長・次長相当職	9.4% (2024年)	13% (2030年度末)	10%
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	係長相当職	24.4% (2024年)	33% (2030年)	30%
	課長相当職	15.9% (2024年)	24% (2030年)	18%
	部長相当職	9.8% (2024年)	15% (2030年)	12%
役員に占める女性の割合	東証プライム市場上場企業	17.7% (2025年)	30% (2030年)	19%
	上場企業	14.0% (2025年)	20% (2030年)	
女性役員登用目標を設定し、その目標達成に向けた行動計画を策定している上場企業の割合		5.9% (2025年)	30% (2030年)	

項目		現状値	成果目標（期限）	(参考) 5次計画の成果目標
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率		過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：60% 乳がん：60% (2028年度)	子宮頸がん：50% 乳がん：50%
骨粗しょう症検診受診率		5.7% (2023年)	15% (2032年度)	
健康経営優良法人認定数		大規模法人部門 3,400法人 中小規模法人部門 19,796法人 (2025年度)	大規模法人部門 5,000法人 中小規模法人部門 37,000法人 (2030年度)	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおけるこども・若者・男性等の多様な被害者への支援のための取組を行っている都道府県数		23都府県 (2025年4月)	47都道府県 (2030年4月)	
配偶者暴力加害者プログラムの実施に取り組んでいる都道府県数		---	47都道府県 (2030年4月)	
民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市		45自治体 (2025年11月)	67自治体 (2030年4月)	
災害対策本部の構成員に占める女性の割合	都道府県	---	13.0% (2030年)	
	市区町村	---	16.0% (2030年)	

■ 目標

● 「目標」とは、**政府が関係機関に要請する際に念頭に置く努力目標であり、これら機関の自発的行動を制約するものではない。**

項目	現状値	目標（期限）	(参考) 5次計画の目標
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	24.4% (2026年)	35% (2030年)	35%
参議院議員の候補者に占める女性の割合	29.1% (2025年)	35% (2030年)	35%
新規登録弁護士に占める女性の割合	28.0% (2024年度)	30% (2030年度)	

地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 (第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)抜粋)

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

【基本認識】

- 持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠である。
- 様々な活動に多様な人材が参画することは、全ての人々が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される地域社会の実現に寄与するとともに、地域の経済社会に、商品開発などの新規の発想やイノベーションをもたらし、持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義を持つ。女性など多様な人材が活躍でき、暮らしやすい地域にシフトする上で、誰もが働きやすい職場づくり、発言しやすい地域社会づくりが重要である。
なお、若者が出身地域を離れた理由として、男女とも「希望する進学先が少なかったから」、「やりたい仕事や就職先が少なかったから」又は「地元を離れたかったから」と回答する者の割合が高い。特に「地元を離れたかったから」と回答する者の割合は女性で高い。また、出身地域を離れた者の多くが出身地域に愛着がある一方で、固定的な性別役割分担意識ゆえに出身地域に戻らないといった指摘もされている。こうした背景にある根強い固定的な性別役割分担意識は、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男女間の賃金格差にも影響を与えているだけでなく、男性にとっても、過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。このため、地域における男女共同参画の推進は、若年層の大都市圏への転出超過傾向の緩和や反転にも寄与するものと考えられる。
- したがって、6次計画の他分野にあるように、意思決定層への女性の参画拡大、仕事と家事・育児・介護・健康・学び等の両立支援、多様な働き方の実現等といった取組により、地域社会づくりを推進する必要がある。
- また、地域の伝統文化などの資産、地域で解決すべき社会的課題などに着目し、女性が起業することも有効である。起業は、女性が働きやすい雇用環境の創出、女性の視点を生かした商品・サービス開発の促進や、固定的な性別役割分担意識に起因する課題を取り除いていくことなどを通じ、女性が活躍でき、暮らしやすい地方の実現に寄与する側面がある。起業を人生の選択肢にする観点からも大都市圏との「情報格差」(ロールモデル、ネットワーク)と「意識格差」(固定的な性別役割分担意識)の双方の解消が必要となる。
- 多様性が尊重されることによる新規の発想やイノベーションという観点からは、例えば、地域の農林水産業やその周辺産業に影響を及ぼしつつある気候変動問題について、女性の視点を生かした商品・サービス開発等の取組が地域経済の新たな可能性を引き出すこと

に貢献することが期待される。また、現在のテクノロジーの進展を踏まえ、デジタル分野におけるリ・スキリングを始めとする人材育成などを推進し、地域の埋もれた資源と、それが生み出す商品・サービスの消費地等を結び付けることも有効であると考えられる。

- 地域における男女共同参画の推進は、地域の経済社会の抱える高齢化や人手不足、気候変動の影響などの課題の同時解決にも寄与すると期待される。例えば、農林水産分野では、ロボットやIoT等のテクノロジーを取り入れ、ドローンによる農薬散布、AI技術によるモニタリング等のスマート技術を活用することで身体の負担を軽減し、女性が働きやすい環境を整えることが可能となる。また、テレワーク型のモニタリングや管理業務の導入により、家事・育児・介護との両立を支援し、多様な働き方の実現が期待できる。

なお、環境問題は地域経済や生活環境にも影響を与えるものである一方、当然、地域のみで解決できる問題ではない。地域で生活環境の変化を含めた気候変動の影響を乗り越える取組を進めるに当たって、また、国・地方公共団体等において環境に影響を与える産業・エネルギー政策の取組に当たって、男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

- 地域の経済活動のみならず、自治会、PTA、防災組織その他地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることも重要である。また、地域において男女共同参画の様々な課題に取り組むNPOなどの団体と自治会などとの間で様々な形で連携を行うことにより、女性や若者の声が反映されやすくすることも重要である。

同時に、女性の声が反映されやすくするためには、地方議会の議員、自治会の役員や農業委員会の委員、農業協同組合や漁業協同組合の役員、土地改良区等の理事、地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダーの育成を行うことも重要である。

- 教育に関しては、地域の状況に応じて、進学しやすい環境を整備するとともに、魅力ある大学づくりを推進することが重要である。
- 地域における男女共同参画を推進するに当たっては、地方公共団体（男女共同参画センターを含む。）、中小企業、商工会議所、自治会、NPOなど様々な主体が連携することが重要である。

- 先進的な取組を進めている地域においては、地方公共団体が、地域の経済界や自治会、地域内外のNPOやメディアなど各種団体等と協働し、働きがいや働きやすさなどに着目した働き方改革や、女性の登用・育成の見直し、固定的な性別役割分担意識の改善に取り組んでいる。こうした取組を進めるに当たり、地方公共団体や地域の経済界など各分野のトップがコミットしつつ、男女共同参画の視点を生かした総合戦略を全庁横断的に策定したり、地域の男女共同参画の状況を示すデータを活用したり、未来の望ましい状態や目標を設定し、その状態を達成するために未来から逆算して計画を立てるバックキャストの手法を活用するなど、工夫あるアプローチをしている点は、注目に値する。

- 各地方公共団体において、上記のような先進事例も参考にしつつ、それぞれの地域の男女共同参画社会を取り巻く実情を踏まえて、取組を進めることが期待される。国は、こうした取組について資金面、人材面、データ面、ノウハウなど様々な形で必要に応じた支援を行っていく。

- こうした取組を進めるに当たっては、男女共同参画センターなどの拠点機能の充実を図るとともに、そうした充実化を男女共同参画機構など国が支援することも重要である。

- また、当事者の感じている課題や障壁と向き合うことが効果的な取組に資することに鑑み、立案や推進の適切な段階において、当事者である女性や若者の声を反映させることが重要であることに留意する必要がある。
- 平常時から女性が参画し、声を上げやすい地域づくりを進めることは、防災の観点からはフェーズフリーの考え方にも合致し、災害時においても、被災後、復興等のそれぞれの局面において、被災者の半数である女性の視点が反映され、地域の防災力を高めることに寄与するものとして、安心・安全な地域づくりにも貢献するという視点を持つことが重要である。
- 以上のような取組を進め、様々な分野における女性や若者の参画・活躍が進むことで多様な視点が取り入れられ、地域で解決すべき社会課題の克服が促進されることが期待される。女性の活躍推進を通じて、地域の多様性を尊重し、地域社会の活力を高めることにより、日本全体の活力を作り出していく。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのためには、意思決定層への女性の参画拡大、仕事と家事・育児・介護・健康・学び等の両立支援、多様な働き方の実現等、様々な分野において、男女共同参画の取組を推進することが重要である。
- 女性が働きやすい雇用環境への改善や女性の育成・登用、女性の起業の支援など、企業等における男女共同参画の推進について、国は、各種補助制度等を活用し、地方公共団体が行う様々な取組を支援することが求められている。
- 農林水産業の発展、農山漁村の魅力を増すためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の農林水産業の方針決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である。
- 政策・方針決定過程への女性参画という観点では、地方公共団体の長や地方議会議員、審議会等委員など、女性を含めたより幅広い層が参画できる環境を整備することは、地域社会の発展には欠かせない。
- また、それらの取組とともに、社会における慣行等を含め、根強い固定的性別役割分担意識等の解消に向けた男女双方の意識改革と理解を促進する。

(2) 具体的な取組

ア 企業等における男女共同参画の推進

- ① 地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で、地域の実情に応じて行う、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材・女性起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等に係る中小企業・小規模事業者への支援などの取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。【内閣府】
- ② 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について、地域未来交付金により支援する。【内閣官房、内閣府】
- ③ 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を要請等により促進するとともに、令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づき、女性管理職比率の公表等新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図る。（再掲）【内閣府、厚生労働省】
- ④ 公共調達において、女性活躍推進法に基づく認定の取得等をしたワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。（再掲）【内閣府、厚生労働省、全府省】
- ⑤ 地方においても時間や場所を有効に活用でき柔軟に働ける環境整備に向け、テレワークの導入・改善を検討している企業に対するコンサルティングや、中小企業事業主に対する助成金等の各種支援策を推進するとともに、リモートによる副業・兼業の推進等の地方の課題解決等を図る取組等を推進する。（再掲）【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
- ⑥ 中小企業に対して、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入や業務の代替等の支援を実施するとともに、男女ともに労働者が円滑な育児休業の取得や職場復帰、その後の仕事・キャリア形成と育児との両立が図られる雇用環境を整備するため、専門家が中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。（再掲）【厚生労働省】
- ⑦ 「共働き・共育て」の推進の観点から、子の出生直後の一定期間以内に、両親が14日以上の子育て休業を取得する場合には、最大28日間、育児休業給付金に加えて、休業開始前賃金の13%を出生後休業支援給付として支給し、育児休業給付と合わせて休業開始前賃金の80%（手取りで10割相当）を実現するとともに、制度の周知に取り組む。
また、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合に、育児時短就業給付として時短勤務中の賃金の10%を支給するとともに、制度の周知に取り組む。（再掲）【厚生労働省】
- ⑧ 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）、女性の少ない業種・職種において、多様な人材が働きやすい環境の整備等により、女性の就業及び定着を促進する。（再掲）【厚生労働省、国土交通省】

- ⑨ 各地域における交通やまちづくりの分野において、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を進めるため、業界の枠を超えた企業経営者や管理職、一般職員等の様々な階層の職員同士が交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を推進することにより、女性活躍の取組や男女の異なるニーズを反映したサービス提供の促進を図る。(再掲)【国土交通省】
- ⑩ 企業や地方公共団体などの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進すべく、男性の意識と行動の変革を目指すリーダーの会について新たな行動宣言の下に女性リーダーの参加を促し、地方の企業や中小・小規模事業の経営者の賛同を増やす。【内閣府】
- ⑪ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aを促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。(再掲)【経済産業省】
- ⑫ 「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金調達支援を実施し、女性の起業を後押しする。【経済産業省】
- ⑬ 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルについて、関係機関等に周知・普及を図る。(再掲)【内閣府】
- ⑭ 男女共同参画センター等の関係機関とも連携しつつ、全国各地における女性起業家支援の好事例についての横展開や女性起業家支援ネットワークの構築を図ることで、女性起業家を総合的に支援する。(再掲)【内閣府、経済産業省】
- ⑮ 女性がアクセスしやすい男女共同参画センター等を女性の起業支援の拠点として、地方公共団体において実施する、女性のための起業セミナーやチャレンジショップ等の継続的な開催を通じた女性起業家のネットワーク形成など、女性の起業支援の取組を、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援や男女共同参画機構における全国的な外部専門人材のデータベースの整備により後押しする。(再掲)【内閣府】
- ⑯ 女性起業家に対するハラスメントも含め、相談を受け付ける「みんなの人権110番」等について、引き続き周知を図る。(再掲)【内閣府、法務省、経済産業省】
- ⑰ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤(地域構想推進プラットフォーム)の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。【文部科学省】

イ 農林水産業における男女共同参画の推進

- ① 農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事について、年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないとの各根拠法における規定を踏まえ、女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組な

どを一層推進する。また、地方公共団体、農業団体の意思決定層等に対し、女性登用を進めるための意識啓発を図るとともに、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。【農林水産省】

- ② 幅広い視野と能力を有し、地域をリードできる女性農業経営者を育成するため、経営力や組織の管理能力等の修得に向けた研修を実施するとともに、地域レベルや都道府県域を超えた女性グループの形成やその取組を支援する。【農林水産省】
- ③ 全国の市町村において策定された、地域の協議に基づき、地域農業の将来の在り方や農地利用を明確化する「地域計画」の協議の場において、女性農業者を始めとする地域の関係者の積極的な参画を推進する。【農林水産省】
- ④ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、経営者や従事者に対する研修やセミナー等を行うとともに、森林・林業に関心のある女性に対して、女性林業グループの取組の発信を行う。【農林水産省】
- ⑤ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。【農林水産省】
- ⑥ 認定農業者制度における農業経営改善計画申請の際に夫婦などによる共同申請を通じて、女性の農業経営への参画を推進する。【農林水産省】
- ⑦ 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」において、企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作るとともに、メンバーの多様な経験・知見を生かした人材育成の強化に取り組む。【農林水産省】
- ⑧ 家族経営協定を締結した女性農業者や女性が役員のおよ半を占める農業法人等に対する融資の活用を促進する。【農林水産省】
- ⑨ 農業や家事の分担・負担度合いを見直すワークシートの活用やそれを踏まえた家族経営協定の締結により家族間での役割分担や就業条件の明確化を推進する。【農林水産省】
- ⑩ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。【農林水産省】
- ⑪ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による高校や大学等教育機関への出前授業等を通じて、農業への理解を促進する。また、就農に当たっては、家族経営協定を締結した夫婦等での共同申請を含め、認定新規就農者制度の活用を推進する。【農林水産省】
- ⑫ 女性農業者の農業者年金への加入を促進する。【農林水産省】
- ⑬ 女性の就農促進や継続的な雇用に向け、女性活躍推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定等を通じて、子育て等のライフステージにも合わせた、女性が働きやすい環境整備等をソフト・ハード両面から推進する。【農林水産省】

- ⑭ 農山漁村が女性・若者に選ばれるための受入拠点の整備等を促進するため、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームにおいて、農林水産業と他分野の企業との連携を図り、現場での案件形成を促進していくとともに、優良事例を発信し、普遍化を図る。【農林水産省】
- ⑮ 性別役割分担意識等によるジェンダー・ギャップ解消に向けた啓発及び経営で手腕を発揮するロールモデルの提示や女性登用・支援の一層の推進のための表彰等を通じ、女性が農業分野で活躍できる環境づくりを促進する。【農林水産省】
- ⑯ 農作業の自動化等を通じて身体の負担軽減や作業時間の短縮に資するスマート農業技術により、女性や高齢者などでも活躍しやすい農業を実現するため、多様なプレーヤーが参画したスマート農業イノベーション推進会議（IPCSEA）において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を行い、スマート農業技術の開発と普及の好循環の形成を推進する。【農林水産省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。（再掲）【内閣府】
- ② 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うとともに、各地方議会におけるデジタル技術を活用した議会運営やプライバシーへの配慮に関する取組、候補者となり得る女性の人材育成等にも資する「女性模擬議会」や「議会モニター」等の優良事例について情報提供を行う。（再掲）【総務省】
- ③ 地方公務員の女性職員の活躍に資する取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、公表義務が拡大される情報公表について、適切に対応する。また、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。【内閣府、総務省】
- ④ 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が一人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。（再掲）【内閣府、関係府省】

エ 地域に根強い固定的性別役割分担意識等の解消

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、行動変容にもつながるよう、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。【内閣府】

- ② 「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。【内閣府】

2 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 性別にとらわれることなく、多様な住民が地域活動へ参画することやリーダーとして女性が参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要である。
- 特に地域活動における女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってのロールモデルとなり、自治会・PTA・防災組織など、多様な住民の地域活動への参画にも寄与することから、女性人材の育成等の取組を推進する。
- また、多様な背景を持つ関係人口¹等との連携による地域内外のネットワーク強化等により、地域に新しい視点や価値観をもたらす、地域課題の解決を促進する。

(2) 具体的な取組

ア 女性リーダー等の活躍の推進

- ① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】
- ② 学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】

イ 関係人口等との連携による男女共同参画の推進

- ① 地方公共団体が三大都市圏等の企業等の人材を地域の課題解決の即戦力として活用する「地域活性化起業人」や、都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者を地域の課題解決に活用する「地域おこし協力隊」の仕組みを通じた地域の担い手の確保の取組を積極的に支援する。

¹ 特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々。

また、地方公共団体が女性の人材育成や地域企業とのマッチング等に取り組む場合の経費を支援する「事業承継等人材マッチング支援事業」や産官学金の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」により、女性の活躍に向けた取組を支援する。【総務省】

② 一部の地方公共団体においては、ジェンダー・ギャップ解消のため、地域外からの専門家や企業と連携するなど、関係人口を活用することにより、地域の実情に応じた様々なステークホルダーを適切に捉えた効果的な取組が行われている。全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じた取組を選択し実施できるよう、研修や会議などの場を活用しながら、このような取組事例の横展開を促進する。【内閣府】

③ 若者や女性の「働きがい」と「働きやすさ」の両面を向上させていく「地域働き方・職場改革」を起点とし、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を含めた地域社会の変革に取り組む。今後、3～5年程度における先行的な地方公共団体の成果等の蓄積を通じ、全国的な波及を目指していく。【内閣官房、内閣府、厚生労働省】

3 官民連携による男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、労働団体、農林水産団体、金融機関、企業、大学、地縁団体、民生委員・児童委員や保護司、女性団体を始めとするNPO・NGO等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組を推進する。
- 男女共同参画機構は、連携・協働の促進、人材の育成・確保に取り組むことで、各地の男女共同参画センターを強力に支援し地域における諸課題の把握とその解決を推進する。
- 男女共同参画センターが、地域の様々な関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点としての役割を果たせるよう、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」も活用した不断の効果検証を促す。

(2) 具体的な取組

ア 地方公共団体における関係機関・団体との連携

① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好

事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。【内閣府】

- ② 地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で、地域の実情に応じて行う、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材・女性起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等に係る中小企業・小規模事業者への支援などの取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。(再掲)【内閣府】
- ③ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域独自のジェンダー・ギャップ解消に向けた取組を、計画から実施まで、地域未来交付金により支援する。【内閣官房、内閣府】
- ④ 一部の地方公共団体においては、ジェンダー・ギャップ解消のため、地域外からの専門家や企業と連携するなど、関係人口を活用することにより、地域の実情に応じた様々なステークホルダーを適切に捉えた効果的な取組が行われている。全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じた取組を選択し実施できるよう、研修や会議などの場を活用しながら、このような取組事例の横展開を促進する。(再掲)【内閣府】

イ 男女共同参画機構としての取組の推進

- ① 男女共同参画機構の設立後、同機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、男女共同参画を担う人材の確保等に向けた研修や地域の男女共同参画に関する専門的な調査研究を行うとともに、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、男女共同参画センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援、男女共同参画センター間のネットワーク形成の促進や男女共同参画センターが行う好事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言等に取り組む。

また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」(令和6年7月30日公表)に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、男女共同参画機構に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。【内閣府・文部科学省】

- ② 全国各地の男女共同参画センターが地域における男女共同参画に関する状況と課題等を把握するために必要なノウハウや手法等についても検討・提供し、男女共同参画センターから情報を集約し、就労状況など統計データを始め、地域における男女共同参画の実態をきめ細かく把握する。【内閣府】

ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。

これを踏まえ、国としては、男女共同参画センターが「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」も活用し、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう不断の効果検証を促す。【内閣府】

- ② 男女共同参画機構及び各地の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの構築・運用や、同機構の保有する史・資料のデジタル化を進めること等により、男女共同参画センターにおける事業及び各地方公共団体における男女共同参画に関する施策の企画・立案に、男女共同参画機構や他の男女共同参画センターの知見及びノウハウを円滑に生かすことができる環境を整備する。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センター等を拠点として、地方公共団体が実施する、様々な課題や困難を抱える女性に寄り添った相談支援や、男性の望まない孤独・孤立の解消等のための相談員の育成を含めた男性相談の取組など、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、好事例の横展開を図り、相談支援の取組の充実等を促す。（再掲）【内閣府】

農業分野における女性登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消実証事業

農林水産省 令和7年度補正予算 雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業

【現状・課題】

- 女性は基幹的農業従事者の約4割を占める農業の重要な担い手。しかし、経営主が女性の農業経営体は6.8%、農業委員14.4%、農協役員10.7%、土地改良区役員2.6%、と農業リーダー層の女性参画・登用は未だ限定的。
- 農業者へのアンケートでは、女性登用が進まない理由として男女共に最も「地域における男性中心の考え方や慣習」を挙げており、地域における女性を登用する意識の醸成や女性登用の仕組みづくり・話し合いが進んでいない。一方で、女性の参画・登用を進めたくても、その方法や仕組みづくりなど、何から手を付けてよいか分からない地域組織も存在。
- 女性登用には、地域や組織トップのコミットメントが重要な要素。地域女性人材・ジェンダー専門家の伴走により、地域農業発展に必要な女性参画・登用に必要なアクションを進め、最終的に地域に持続的な女性登用に繋げる。

【事業概要】

- 対象：全国の地方自治体5地域程度（公募等により選定）
- 予算：一地域600万円程度
- 事業実施主体：（株）農協観光
- 内容：女性人材育成やジェンダー等の専門家が伴走し、自治体を中心に関係組織が連携し、以下を例にした取組を実施。
 - 実態調査実施を通じた農業・女性農業者現状の可視化
 - トップ層も含めた地域関係者による話し合い・ワークショップ
データや話し合いに基づき明らかになった課題に基づく：
 - 登用に向けた仕組みづくり（性別に基づく役割分担意識の解消のための取組、先進事例の視察、ルールや慣習の見直し、アクションプランの作成、女性人材の発掘・登用候補者の掘り起こし、女性農業者の表彰など）

⇒ 地域の農業組織（農業委員、JA役員等）等への女性登用に繋げる

【他分野取組事例】 兵庫県豊岡市

地域啓発アドバイザーの伴走の下、市、企業、自治会等が連携し、ヒアリングや調査を行い、性別に基づく役割分担意識や働きがい等をデータで可視化。ジェンダーギャップの気付きを促し、具体的行動につなげる活動を展開。

- 市役所の女性管理職比率が4年で2.3倍に増加
- 地域の財産区議会初の女性議員誕生
- 地域コミュニティ役員の男女比を1:1に見直し など

